

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 竜王町

標準的収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,743	0	251	3,993

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,286	5,997	288	260	585	6,114	
学校給食事業特別会計	65	64	1	1	3	-	
一般会計等	6,350	6,061	289	261		6,114	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額・不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	293	279	14	179	18	543	142	法適用企業
下水道事業特別会計	786	762	24	12	299	5,527	3,825	
国民健康保険事業特別会計	1,188	1,146	42	42	49	5	0	
老人保健医療事業特別会計	12	10	3	3	1	-	-	
介護保険特別会計	566	535	31	31	83	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	69	69	0	0	19	-	-	
公営企業会計等 計				267		6,075	3,967	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額・不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
東近江行政組合(一般会計)	2,669	2,635	34	34	230	1,090	77	
東近江行政組合(救急医療特別会計)	204	198	6	6	-	-	-	
東近江行政組合(東近江ふるさと基金事業特別会計)	1,012	1,012	0	0	1,000	-	-	
八日市布引ライフ組合	1,105	1,077	28	28	-	159	14	
中部清掃組合	1,420	1,339	81	81	264	6,782	549	
滋賀県市町村職員退職手当組合	5,791	5,538	253	253	-	-	-	
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	25	24	1	1	1	-	-	
滋賀県市町村職員研修センター	81	76	4	4	-	-	-	
滋賀県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	140	129	11	11	-	-	-	
滋賀県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	115,704	112,467	3,237	3,237	643	-	-	
滋賀県自治会館管理組合	97	82	14	14	-	-	-	
滋賀県市町村交通災害共済組合	211	208	4	4	-	-	-	
一部事務組合等 計				3,673		8,031	640	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の買付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)竜王町地域振興事業団	5	112	50	-	-	-	-	-	
(株)みらいパーク竜王	6	93	35	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			85						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄に当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	925	856	△ 69
減債基金	162	52	△ 110
その他充当可能基金	847	828	△ 19
充当可能基金 計	1,933	1,736	△ 197

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.10	6.52	1.42	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.48	13.21	1.73	△ 20.00	△ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	18.4	20.1	1.7	25.0	35.0				
将来負担比率	109.7	130.7	21.0	350.0					
財政力指数	1.23	1.19	△ 0.04						
経常収支比率	80.7	86.4	5.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。

2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。